

令和6年度

景観まちづくり推進事業補助金

募集要項

令和6年4月

あわら市建設課

1. はじめに

補助金の趣旨、目的

あわら市は北陸新幹線開業に伴う入込客数の増加が見込まれる中で、福井県の北の玄関口として魅力あるまちづくりをしていくことが急務です。令和2年6月に建築物の外観などに関するガイドラインを策定し、景観形成に取り組んでいます。

魅力的なまちの実現のためには、民間による主体的なまちづくりが重要です。あわら市では、建築ガイドラインに基づき良好な景観を実現するための事業を支援することにより、統一感のある景観を創出し、JR芦原温泉駅周辺の回遊性を促進させて魅力的なまちづくりをすることを目的としています。

2. 補助金の概要

(1) 補助対象事業

補助対象事業は、地域の景観に調和するように行うもので、以下の条件を満たす①～④に要する経費とする

- ①建築物の修景に要する経費
- ②外構（敷地内の門、塀、柵、擁壁等）の修景に要する経費
- ③屋外広告物の修景に要する経費
- ④敷地内の緑化に要する経費

修景：地域の景観に調和させるための改修、修繕、模様替えまたは色彩の変更等

- ・①②③については、新築、増築および改築は対象外とする

新築：建築物のない土地に、新たに建築物を建築すること

増築：既存建築物に建て増しをする、または既存建築物のある敷地に新たに建築すること

改築：建築物の全部または一部を取り壊し、従前と同様の用途・構造・規模のものに立て替えること

- ・①の建築物は以下の(i)～(iv)を除く建築物であること

(対象建築物の例：住宅、店舗、事務所、倉庫、車庫等)

(i)重要伝統的建造物群保存地区内の民家

(ii)指定文化財

(iii)登録文化財

(iv)公共施設

- ・あわら市景観計画（JR芦原温泉駅周辺地区景観形成整備計画等）の景観形成基準に適合するものであること

- ・道路等の公共空間から望見することができる部分であること

- ・野外に露出している給排水設備、空調設備、電気設備などの隠蔽は対象とする

・事業の開始および終了が同一年度内のもの、かつあわら市が実施する検査を2月末日までに完了していること

(2) 補助対象期間

令和6年度から令和8年度まで

(3) 補助対象者

補助の対象となる者は、以下の条件を満たす個人、法人です。

個人、法人において、建物所有者、土地所有者以外の者が事業を行う場合は、当該建物及び土地所有者と関係が分かる資料の提出をお願いします。(例：賃貸借契約書等)

- ・市税等に滞納がない者
- ・国、地方公共団体の他の補助金の交付を受けていないこと
- ・反社会勢力もしくは反社会勢力と関係を有する者でないこと、反社会勢力から出資等の資金提供を受けていないこと

(4) 補助金額

補助金の額は、下表に従って補助対象経費に補助率を掛けた金額となります。

補助事業区分	補助率	補助金の額	
建築物の修景に係る整備	2分の1	300万円以内	組み合わせて補助を受ける場合は合計300万円以内とします(同一敷地内のみ可。)
外構(敷地内の門、塀、柵、擁壁等)の修景に係る整備			
屋外広告物の修景に係る整備			
敷地内の緑化に係る整備			

※補助金交付予定額が予算額に達した場合はその時点で申請の受付を終了とします。

(5) 補助対象経費

補助対象経費は、下表の区分に該当する経費です。

経費区分	内 容
工事費	地域の景観と調和するような建築物の外観、外構（門、塀、柵、擁壁、植栽等）および看板等の修景に要する経費
諸経費	補助対象工事費にかかる諸経費

※振込手数料は補助対象としない（相手先負担の場合も含む）

【工事費について】

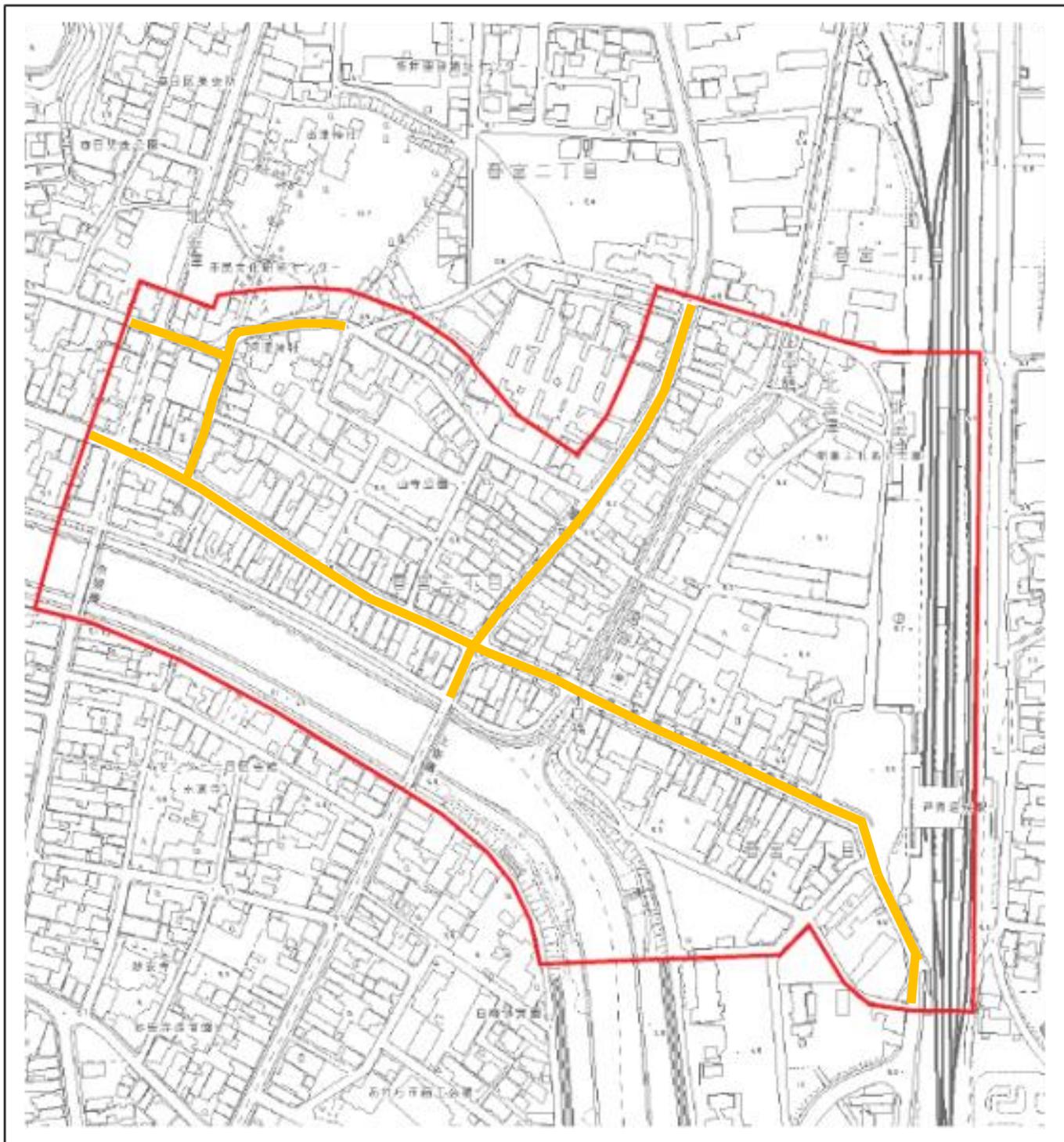
- 施工にあたって必要な直接仮設工事にかかる経費は補助対象とします。
- 改修工事の施工にあたって必要な解体工事、撤去工事およびそれに伴う廃材処理費、清掃費は補助対象とします。なお、検査の際に、適切に処理されたことをマニフェスト等により確認しますので提出をお願いします。
- 改修工事の施工にあたって必要な設備機器の一時撤去および復旧、移設に係る経費は補助対象とします。

【諸経費について】

- 補助対象外工事が含まれた見積書について諸経費が合算で計上されている場合は、工事費で按分する等の方法で算出した分のみを補助対象とします。

(6) 補助対象区域

補助対象となるのは、景観形成重点地区（JR 芦原温泉駅周辺地区）のうち下図に示す路線沿線に面する建築物に限ります。



— 補助対象路線（沿線建築物）

【参考】 景観形成重点地区（JR 芦原温泉駅周辺地区）

(7) 提出書類について

【事前協議】

①見積書又は工事内訳書

※一式計上は極力避け、数量・単位が明確に記載されたものであること

②設計図面

③建物の現況写真（補助対象となる改修部分を含めた全体写真、改修部位ごとの写真および補助対象物件の周辺状況が分かる写真）

④位置図

【交付申請】

①補助金交付申請書

※金額は千円未満切捨てで記入

②事業計画書

③収支予算書

④見積書又は工事内訳書（2社以上）

※一式計上は極力避け、数量・単位が明確に記載されたものであること

⑤設計図面（配置図、平面図、立面図、その他必要な図面等で修景の内容及び概算数量が分かるもの）※サイズはA3までとする

※色・材質等を含む工事内容の分かる図面であること

⑥建物の現況写真（補助対象となる改修部分を含めた全体写真、改修部位ごとの写真および補助対象物件の周辺状況が分かる写真）

⑦工事の工程表

⑧位置図

⑨所有及び権利関係がわかる書類（登記簿謄本、賃貸借契約書等）

⑩市税の納税証明書

⑪通帳の写し

⑫景観計画区域内行為適合通知書の写し

【完了実績報告】

①完了実績報告書

②収支決算書

③工事請負契約書および領収書の写し

※工事を組み合わせて行う場合は、内訳書も提出すること

※振込手数料は補助対象とならない（相手先負担の場合も含む）

④完成写真等

※交付申請時に添付した改修前写真と容易に比較ができる同アングルの改修後の全体写真および改修部位ごとの写真を添付すること

※施工中の写真についても工種ごとかつ部位ごとに添付すること

⑤完成図面（交付申請時と同じ場合は添付不要）※サイズはA3までとする

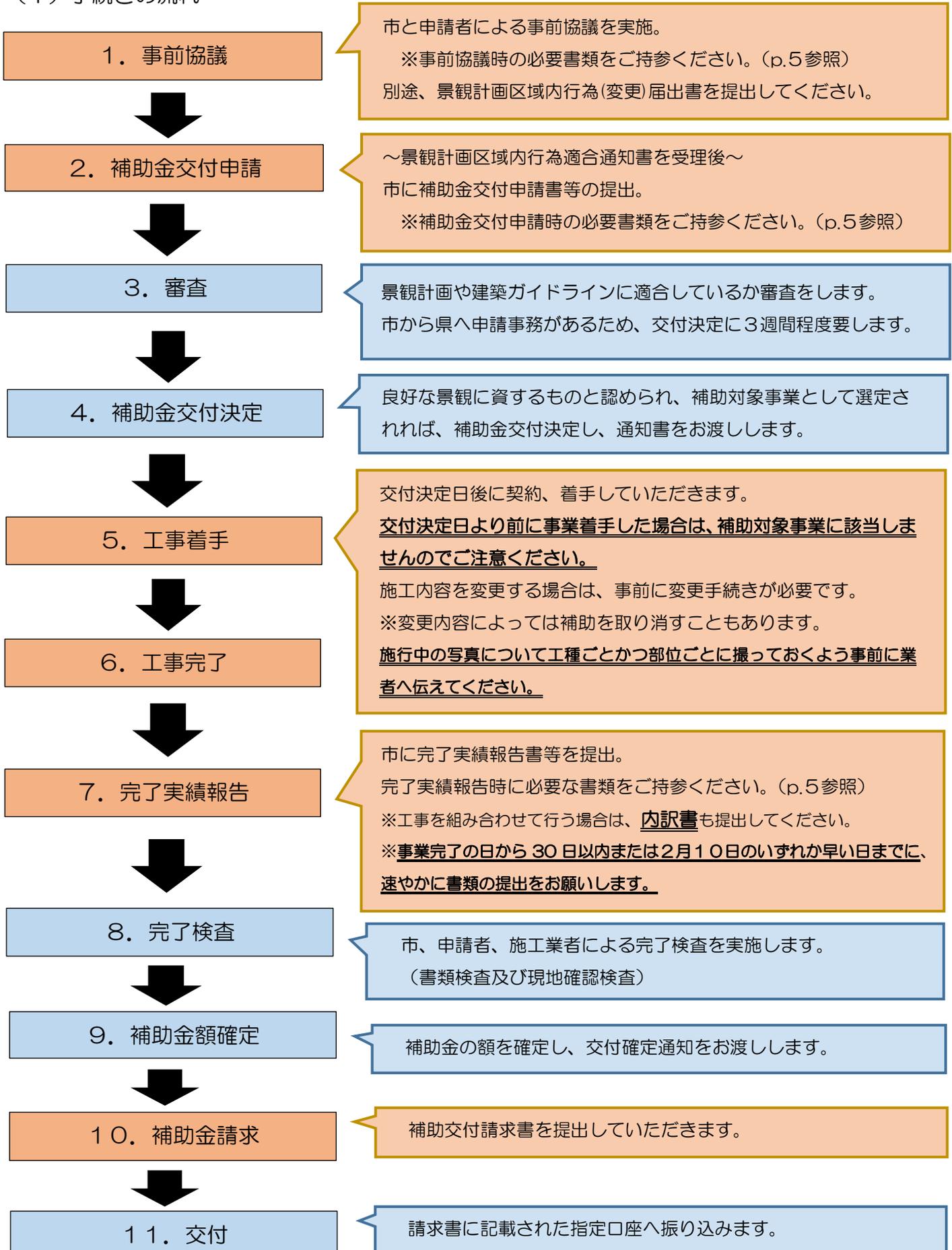
⑥景観形成基準に適合していることを証明できるもの

※景観計画区域内行為完了届の写しおよび色彩や素材の分かる納品書等

3. 手続きについて

補助事業者 市

(1) 手続きの流れ



(2) 注意事項

- この補助金を活用する場合は、申請前に必ず市と事前協議をしてください。
 - 申請書等は、事業の着手前に提出してください。事業着手後に申請書等を提出した場合、補助対象事業に該当しません。
 - 事業完了後に申請書等に虚偽の事項が認められた場合は、補助金の交付決定を取り消すとともに、交付した補助金の全部または一部を返還いただく場合があります。
 - 補助金の交付を受けた日から起算して、新設を行った場合は10年以内、既設の改修または修景を行った場合は5年以内において、修繕、模様替え等または解体及び撤去を行った場合は、交付した補助金の全部または一部を返還いただく場合があります。ただし、天災等によりやむを得ず行う場合を除きます。
 - 市全域を対象としたあわら市景観計画区域内において、良好な景観の形成に大きな影響を与えることが想定される行為については、助成の有無に関わらず、景観計画区域内行為（変更）届出の対象となります。
- 届出の基準については、あわら市景観計画をご確認ください。